

第 2560 回例会 2016 年 8 月 31 (水)

SAA (司会) / 津留会員 会報担当 / 平野会員

事務局 市原市五井中央西 1-22-25 市原商工会議所 2F

例会場 五井グランドホテル

- 点 鐘 市原 RC 会長 西村芳雄
- ソング それでこそロータリー
- お客様 袖ヶ浦 RC 徳本会長・内海幹事様
地域貢献基金採択団体
ユーズ、スピリッツ、カンパニー 代表者 小出 和男様
「報徳の会」 代表者 常澄 良平様 他 2 名
NPO ちはら台キッズネット 代表者 東出 優子様
他 1 名
知的コミュニケーション研究機関連合
代表者 加藤 修一様 他 2 名

- 会長挨拶 市原 RC 会長 西村芳雄



皆さん、こんにちは。

本日は多くのお客様がお見えになっておられます。当クラブと友好関係にあります袖ヶ浦 RC の徳本会長と内海幹事、ようこそ御出で下さいました。有難うございます。袖ヶ浦 RC さんには先月訪問させて頂いたのですが、以前と同様で、出席率の高さには驚かされました。徳本会長は大先輩でもありますし、色々ご指導を願えればと思っております。また、来年の合同例会も楽しみにしております。

そして、当クラブの地域社会貢献基金にご応募頂きました 4 団体の方達にもお越しいただいております。いちようコースにご応募いただきました「知的コミュニケーション研究機関連合」の加藤様達、また、こすもすコースにご応募いただきました報徳の会 (内田未来楽校) の常澄様達・ちはら台キッズネットの東出様達そしてユーズ・スピリッツ・カンパニーの小出様達です。理事会で承認を得た後になりますが、今年度は地域で頑張っておられるこの 4 団体に当クラブの基金を拠出し、私達と共に奉仕活動を行っていかねばと思っています。詳細につきましては、社会奉仕委員長の始関会員に報告して頂きます。

さて、今日のメインプログラムはクラブ細則についてです。この細則は、ご承知のように、標準ロータリークラブ定款が改正されるたびにそれに準じて改正されてきました。因みに、私が入会しました 2007~08 年度のクラブ活動計画書によりますと、今回の重要案件でもあります例会回数について月 2 回でも良いという提案がされましたが、その時は理事会付託になったと記載されております。その案件が今回は採択されたということです。また、この時に、4 大奉仕部門を定款に含める件が採択され翌年度のクラブ細則に反映されております。その後、この 4 大奉仕は 2011~12 年度からは 5 大奉仕と改正されております。先週もお話しましたが、この他にも今年度は入会金等についても定款の改正がなされており、それらの改正点を含め、細則作成プロジェクト委員会において見直しを進めてきました。委員の方達には、この数か月、時間と労力を惜しまずに注いで頂き有難うございました。この期間、理事・理事会について、あるいは委員会構成について、そして例会についてなど難しい問題も多々ありご苦労されたことだと思います。この細則案につきましては、平野会員より、議事録も添付し会員の皆様にお知らせしております。既にお読みになられたことと思いますが、改正箇所が直ぐに分別出来ますように赤字にて記載しております。今日は、その変更点について皆様にご説明し、ご意見を伺いたいと思います。「魂入れず」ではなく、現時点では最良の細則にせねばと思っています。宜しくお願い致します。

そして、この件に関連するのが今年度の活動報告書についてです。少し遅れていますが、現在下刷りが出来上がり校正の段階です。何とか 9 月中にはお渡しできるのではと思っています。誠に申し訳ありません。この中で、問題となっております定款と細則の扱いですが、定款については改正済み掲載しております。但し、細則につきましては、暫定的と記載し従来ものを掲載しておりますが、承認が得られた後で別刷りにてお渡し致します。以上、本日の会長挨拶と致します。

お客様ご挨拶 袖ヶ浦 RC 会長 徳本浩俊 様



市原 RC の皆様こんにちは。今年度、袖ヶ浦 RC の会長を務める徳本でございます。本日は幹事の内海と共に挨拶に参りました。台風一過のすがすがしい日に訪問できうれしく思っています。7 月 4 日に西村会長・岡本幹事の訪問を受け御礼申し上げます。鶴田直前

会長・津留幹事も大変お世話になりました。市原 RC の訪問が遅れたことお詫び申し上げます。隣接クラブでの合同例会では、人的交流が出来多くを学ばせて頂き感謝いたしています。今年度は、袖ヶ浦 RC が担当となりますがご協力お願い申し上げます。地区大会や種々

の研修。セミナーでの交流を深め地域の活性化に寄与してまいります。今年度は、定款の改訂に伴うクラブ運営の方法や習慣の改善を考えて、更なる発展の年にしていくよう頑張ります。先輩クラブの御助力、ご指導よろしくお願いたします。最後に西村会長・岡本幹事のもと貴クラブのますますのご隆盛を願っております。本日は有難う御座いました。

市原ロータリークラブ社会貢献基金
支援事業に採択された団体紹介（応募順）
コスモスコース

- 1、1-ズ、スピリッツ、カンパニー 代表者 小出 和男
施設介護受給者への居容サービス提供
- 2、「報徳の会」 代表者 常澄 良平（小出 和茂）
市内内田地区は高齢化、過疎化が進行している地域で木造校舎、里山、石仏など地域の遺産を地元方々と保存し、絆を深める。

- 3、NPO ちはら台キッズネット 代表者 東出 優子（上田 春実）
放課後児童体験学習事業 子育て支援事業

いちようコース

- 4、知的コミュニケーション研究機関連合
博物館における粘菌観察による自然環境教育
代表者 加藤 修一



本日のメインプログラム

細則作成プロジェクト委員会
細則作成経過報告

細則作成プロジェクト委員会より経過報告
 6回の委員会を重ね定款改訂に伴う細則の変更を検討しました。赤字が変更点です。ご意見を頂き委員会で検討したいと思います。

ご意見

正SAAという正式な文言はないので検討して下さい。SAAは役員でなくてもよいのでは。
 会員数から考えて、理事会のメンバー数を減らすべき。
 長期計画の観点から会長ノミニーを理事にして頂きたい。
 月1回の委員会開催について委員会のかけもちだと年24回になってしまうので検討していただきたい。

以上のご意見を頂きました。委員会で検討し、理事会、例会での改正を速やかに行いたいと思います。

現在改定中の細則は次ページに掲載いたしました。



西村会長・岡本幹事

袖ヶ浦 RC 徳本会長、内海幹事ようこそお越し下さいました。また、社会貢献基金に応募頂きました4団体の皆様、お越しいただきご説明ありがとうございました。

■出席報告 前々回確定 50% 本日出席 20名
 欠席 20名 本日出席率 52.3%

■点 鐘 市原 RC 会長 西村芳雄

■あいさつ運動



市原ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 役員：本クラブの理事会メンバーで会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計、正SAAとする。
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員。会員はクラブの目的を達成するためにいずれかの委員会に所属しなくてはならない。
5. 定足数：年次総会の定足数は本クラブ会員総数の3分の1とする。理事会の定足数は理事の過半数とする。
6. R I：国際ロータリー
7. 年度：7月1日に始まる12ヶ月間

第2条 理事会

本クラブの理事会構成員は会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計、正SAAの役員、及び本細則第3条により選出された理事とする。

第3条 選挙と任期

第1節 選挙の1ヵ月前に、会員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計、正SAA、空席となっている理事の候補者を立てることができる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第2節 各役職に於いて、出席者の過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 理事会またはその他の役職に欠員が生じた場合は、残りの理事の決定によって補充するものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが空席となった場合は、残りの理事エレクトの決定によって補充するものとする。

第5節 各役職の任期は以下の通りである。

会長	<u>7月1日より12ヶ月間</u>
直前会長	<u>7月1日より12ヶ月間</u>
理事	<u>7月1日より12ヶ月間</u>
会計	<u>7月1日より12ヶ月間</u>
幹事	<u>7月1日より12ヶ月間</u>

第4条 役員と理事の任務

第1節 会 長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、すべての委員会の職権上の委員となる。例会に会長の時間が与えられ、奉仕理念を提唱する。その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

就任条件として、会長エレクトの期間に、地区研修・協議会と会長エレクト研修会（PETS）に出席する。会長は、本クラブを代表する職務である。

第2節 直 前 会 長

会長不在の場合は会長職を務める。

第3節 会長エレクト

会長就任に向けて準備し、役員を務める。

第4節 理 事

クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第5節 幹 事

会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録をつくってこれを保管し、全会員の人頭分担金および半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員の比例人頭分担金を記載した毎年1月1日および7月1日現在の半期会員報告、会員資格変更報告と諸種の義務をRIに対して行う、この報告はクラブ会員にも配布開示しなければならない。毎月の最終例会の後15日以内にはクラブ例会の月次出席報告を地区ガバナーに対して行わなければならない、RI公式雑誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって幹事の任務とする。

第6節 会 計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うにある。その職を去るに当たっては会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブの財産の監査を受け、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 理事会メンバー

指名委員会の委員を務める。また指定されたその他の任務を務めることができる。

第8節 会場監督

会場監督の任務は、クラブ例会をはじめとするすべての会議が、楽しく、秩序正しく運営されるよう常に心を配り、気品と風紀を守り、会合がその使命を発揮できるように設営・監督する責任を有する人である。審議機関としての権限のみを

有する理事会を超越した、例会場にての最高の権限を持つ執行機関である。会場監督は、「SAA」と呼ばれる。クラブの会長・幹事と並んで役員としての地位が与えられ、極めて重要な存在である。

第5条 会合

第1節 年次総会：12月31日までに本クラブの年次総会を開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行うものとする。

第2節 例会：本クラブの例会は、月2回以上水曜日12時30分に開催する。例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しは、クラブ会員全員に然るべく通知するものとする。

第3節 理事会：理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。理事会終了後少なくとも60日以内に理事会議事録を閲覧可能にする。尚、議事録作成人は原則副幹事とする。

第4節 クラブ協議会：クラブ協議会は、クラブのプログラムと活動もしくは会員教育について協議するために開かれる、クラブ役員、理事、委員会委員長を含むクラブ会員全員の会合である。すべてのクラブ会員は、協議会に出席することが強く奨励されている。クラブ会長、もしくは指定された他の役員がクラブ協議会の議長を務める。

(a) 目的

クラブ協議会によって、次の事項が可能になる。

- ・長期計画
- ・委員会活動の調整
- ・クラブの計画が実際にいかんして実施されているかのよりよい認識
- ・創造的な解決策や活動を促進するような打ち解けた話し合い
- ・ロータリーとそのプログラムに関する継続的な教育
- ・クラブの長所と短所の定期的な検討

(b) 討議の議題

討議の議題は、奉仕プロジェクトや奉仕活動、会員増強、退会防止の方策、地区大会やその他の地区およびRIの会合への出席、ロータリーのプログラムなどのほか、自由討論の機会を含めることができる。

(c) 実施予定

年間2回から4回のクラブ協議会を開く事が推奨される。

- ・地区研修・協議会の直後に地区研修・協議会において立案、提案された計画ならびにクラブが年次の RI テーマと強調事項を組み込む方法について説明、検討し、協議する。この協議会では、会長エレクトが議長を務める。
- ・公式訪問中に、ガバナー補佐や地区ガバナーとクラブの状況について話し合う。

(d) 結果

協議会において、クラブの理事会、特定の委員会、あるいはクラブ全体に関連する事項について、理事会あるいはクラブが決定した公式の決定事項として使用できる情報を提供する事ができる。

協議会は、教育の機会を提供し、新たな奉仕の機会へ会員の関心を提起する可能性を秘めている。

第6条 入会金と会費

第1節 : 入会を承認された会員候補者は入会金 3 万円と会費を納入するものとする。継続会員は 2 万円を納入するものとする。但し、定款第 10 条第 6 節に定める者はその限りではない。

第2節 : 会費は、RI 人頭分担金、「ザ・ロータリアン」誌またはロータリー地域雑誌の購読料、地区人頭賦課金、クラブ年会費、その他のロータリーまたは地区の人頭賦課金で構成される。年会費は 24 万円とする。会費は、7 月と 1 月にクラブにより請求書を発送しそれぞれ 9 月末日、3 月末日を納入期限とし、各 12 万円を納入する。期限内に納入されない会員に対しては、理事会がこれを確認し、市原ロータリークラブ定款第 15 条第 3 節により必要な手続きを行なう。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行なう。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行なわれる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第8条 委員会及びクラブ研修リーダー

第1節 クラブの各委員会は、クラブの年次目標と長期目標を達成するために、活動を調整する。以下の委員会を設け、月 1 回以上委員会を開催し、

各委員会終了後少なくとも 60 日以内に委員会議事録を閲覧可能にする。

○クラブ管理運営委員会

この委員会は、クラブの効率的な運営に関連する活動を実施するものである。~~また、この委員会には、プログラム、親睦の各小委員会が含まれる。~~

○会員増強・退会防止委員会

この委員会は、会員の勧誘と退会防止に関する包括的な計画を立て、実施するものである。~~また、この委員会には会員増強・退会防止、会員研修（特に入会3年未満の会員）、出席奨励の各小委員会がある。~~

○クラブ広報委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を推進する計画を立て、実施するものである。

○ロータリー財団委員会

この委員会は、資金的寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団・米山記念奨学委員会を支援する計画を立て、実施するものである。~~この委員会には、ロータリー財団、米山記念奨学小委員会がある。~~

○奉仕プロジェクト委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的および職業的プロジェクトを企画し、実施するものである。

~~この委員会は、以下の4つの小委員会がある。~~

①職業奉仕小委員会

~~ロータリアンが自らの職業を通じて人々に奉仕し、高い道德水準を実践する事を推奨する。~~

②社会奉仕小委員会

~~地域社会の人々の生活の質を向上させるためにクラブが行うプロジェクトや活動を包括する。~~

③国際奉仕小委員会

~~世界中におけるロータリーの人道的な援助活動を広げ、世界理解と平和を推進するために実施する。~~

④青少年奉仕小委員会

~~指導力開発活動、奉仕プロジェクト、交換プログラムを通じて、青少年と若者による望ましい奉仕を主眼とする。~~

第2節 五大奉仕委員会に制約されず、クラブの管理・運営の必要に応じて理事会の決定により委員会を設けることができる。

通常の委員会は、年度ごとに完結するが、目的完了まで継続されることもある。

長期計画委員会

年度を越えた視点で、奉仕プロジェクトとクラブ管理運営の中期・長期構想を検討して理事会に提案し、クラブ活動計画の基本構想に資する。

第3節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となり、その資格において委員に付随するあらゆる特権を持つものとする。

第4節 理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、委員会は理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。
会長または理事会は、必要に応じて特定の委員会に追加事項を付託するものとする。

第5節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の活動を監督、調整する任務を担い、委員会の全活動について理事会に報告するものとする。

第6節 クラブ研修リーダー

クラブ研修リーダーは、会長をはじめとするクラブのリーダーと協力しながら研修プログラムを開発する。

①クラブの年間の研修計画を立案、実施する。或いはそれを監督する。

②既存会員への定期的な研修を企画、実施する。或いはそれを監督する。

③クラブの長期計画の立案に協力する。

④クラブへの支援を得るために地区ガバナー、ガバナー補佐や地区委員会と連携を持つ。

第9条 財務

第1節 各会計年度に先立ち、理事会は収支予算を作成するものとする。

第2節 会計は、クラブ資金をクラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つに分け、理事会によって指定された金融機関に預金するものとする。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われるものとする。ただし、これは他の2名の役員または理事が承認した場合のみとする。

第4節 すべての財務処理は、毎年、会計監査により徹底した監査が行なわれるものとする。

第5節 会計は半期毎に理事会および会員に財務報告を行なう。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日迄である。

第10条 会員選挙の方法

第1節 会員が、候補者の氏名を理事会に提出するものとする。

他クラブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者としての推薦を受けることができる。

この推薦は、理事会から別段の指示がある場合を除き、口外してはならない。

- 第2節 理事会は、候補者がロータリーの会員資格条件をすべて満たしていることを確認するものとする。
- 第3節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、推薦者にその決定を通知するものとする。
- 第4節 理事会が入会を承認した場合、候補者はクラブに入会するよう招かれ、ロータリーと会員義務について説明を受け、会員推薦書式に署名して、本人の氏名と本人に予定されている職業分類をクラブに伝えることについて承諾するよう求められる。
- 第5節 クラブが入会見込者の通知を受けてから7日以内に、理由を付記した書面による異議が、どの会員からも理事会に提出されなかった場合、この入会見込者は、入会金と年会費を納めた上、会員に選ばれたものとみなされる。理事会に対し異議が提出された場合、クラブは、次の会合において、この件について票決を行なうものとする。票決は、出席者の過半数を以って決する。異議があったにもかかわらず、入会が承認された場合、被推薦者は入会金、会費を納めた後、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。
- 第6節 当クラブ会員で地区から就任を要請された地区委員候補者は、理事会に報告し承認を受けるものとする。
- 第7節 クラブは、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第11条 決議

本クラブをある立場または決定に拘束するようないかなる決議または提案も、まずは理事会がこれを審査し、承認しなければならない。
決議や提案がクラブの会合で最初に提示された場合は、討議に付することなく理事会に付託するものとする。

第12条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の10日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。このような細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。

昭和 53 年 8 月 16 日	改訂	会長	寺島昭五
昭和 54 年 7 月 4 日	改訂	会長	外山定利
昭和 55 年 7 月 9 日	改訂	会長	齊藤 博
昭和 56 年 3 月	改訂	会長	齊藤 博
昭和 57 年 7 月	改訂	会長	海上信久
昭和 61 年 1 月	改訂	会長	佐藤 勇
昭和 61 年 6 月	改訂	会長	佐藤 勇
平成 2 年 7 月	改訂	会長	周郷 正
平成 3 年 7 月	改訂	会長	山崎邦夫
平成 4 年 7 月	改訂	会長	白鳥政孝
平成 4 年 12 月	改訂	会長	白鳥政孝
平成 7 年 3 月	改訂	会長	佐藤政雄
平成 7 年 12 月	改訂	会長	境 義弘
平成 12 年 7 月	改訂	会長	小池清二
平成 14 年 6 月	改訂	会長	赤星健二
平成 16 年 8 月	改訂	会長	始関信夫
平成 17 年 7 月	改訂	会長	加藤利夫
平成 19 年 6 月	改訂	会長	津留起夫
平成 20 年 3 月	改訂	会長	角谷 修
平成 25 年 7 月	改訂	会長	泉水孝夫
平成 27 年 7 月	改訂	会長	万崎英正
平成 27 年 9 月	改訂	会長	万崎英正

細則作成プロジェクト委員会より経過報告

6 回の委員会を重ね定款改定に伴う細則の変更を検討しました。
赤字が変更点です。ご意見を頂き委員会で検討したいと思います。

ご意見

正 S A A という正式な文言はないので検討して下さい。SAA は役員でなくてもよいのでは。

会員数から考えて、理事会のメンバー数を減らすべき。

長期計画の観点から会長ノミニーを理事にして頂きたい。

月 1 回の委員会開催について委員会のかけもちだと年 24 回になってしまうので検討していただきたい。

以上のご意見を頂きました。委員会で検討し、理事会、例会での改正を速やかに行いたいと思います。